

第5回福岡市共創のまちづくり推進検討委員会 【議事要旨】

1. 開催日時 令和3年4月12日(月) 13:30~15:40
2. 開催場所 福岡市役所 15階 第3会議室
3. 出席者 【出席委員9名】
石森委員、岩子委員、楠下委員、貞清委員、添田委員（オンラインでの出席）、
松永委員、宮田委員、森田委員、守田委員
4. 欠席者 【欠席委員1名】
古賀委員
5. 傍聴者 なし
6. 議題 (1) 第4回検討委員会における主な委員意見等
(2) 本検討委員会中間報告に対する地域から提出された意見について
(3) 本検討委員会報告の構成(案)について
(4) 具体的な取組みの方向性について
①地域コミュニティの価値(大切さ)の共有
②自治協議会や自治会・町内会に対する支援
③市の意識改革等

7. 議事概要

(1) 第4回本検討委員会における主な委員意見等

資料1に基づき、事務局より説明

意見等なし

(2) 本検討委員会中間報告に対する地域から提出された意見について

資料2に基づき、事務局より説明

意見等なし

(3) 本検討委員会報告の構成(案)について

(4) 具体的な取組みの方向性について

- ①地域コミュニティの価値(大切さ)の共有
- ②自治協議会や自治会・町内会に対する支援
- ③市の意識改革等

資料3、資料4に基づき、事務局より説明

<（３）本検討委員会報告の構成（案）について>

【委員長】 資料３の報告の構成（案）について意見等はあるか。

【委員】 本検討委員会の最終報告の名称について、必ずしも条例だけではないが、条例によるかどうかの判断は市で行うべきものなので、「提言」ではなく「報告」としたいとの説明があった。要するに、本検討委員会是要綱により設置した機関であり、条例や法律による附属機関ではないため、市を拘束するものではないということである。

その意図を悪く受け取れば、聞き置くだけなので言いたいだけ言ってくださいという可能性から、良く受け取れば、最大限尊重するが、法律上拘束するものではないことだけは押さえておいてくださいというもの。私は、後者であってほしいと願っている。おそらく最終的にまとめられた報告書の内容は、各方面からの委員の方々が熱心に議論され、今に至るまでの内容を見ても、素晴らしいものを備えていると思う。

それを、この段階に至って、附属機関ではないので、単なる報告書であるということを釘を刺さす意図であれば異論がある。名称がどうであれ、条例に限らず、市として受け入れるかどうかは、最終的には市民であり、公式なものであれば議会が受けとめることが必要で、決して市長が決めるわけではない。市として最大限尊重されたい。

【事務局】 今回、最終的な報告の名称について相談させてもらったが、まとめられた内容については、大いに目標が感じられ、踏み込んだ意見も出ており、市として方向性を共有しているところである。部分的には様々な意見があり、実現できないこともあるかもしれないが、大変素晴らしい内容になっており、位置づけとしては、市としてもしっかり取り組んでいきたいと考えている。

<（４）具体的な取組みの方向性について>

【委員長】 資料４の具体的な取組みの方向性について、①情報発信と②の共有のための場づくりについては、市が行う必要がある取組みのアイデアなどはあるか。

なお、③条例などによる位置づけについては、本検討委員会の中でも様々な意見があったので、条例という形にするかは、今後、市で検討いただくとして、本検討委員会としては、地域コミュニティの価値を共有し継承していく場合に、具体的にどのような内容にするのがよいかということについて、委員各位の意見として、報告する形にしたい。

まず、地域コミュニティの価値、大切さの共有について、意見はあるか。

【委員】 現在、地域では、コロナ下で会議や活動が行われていない状況において、自治会・町内会として、地域住民には公民館だよりで広報しているが、今後は、広報紙やホームページ等を利用して、広報を行うほうがよいのではないかと考えている。

自治協議会で、ホームページ等を立ち上げている校区は約半数あるが、その中で、若い人のほとんどがホームページ等を利用していると聞いたので、市からの支援により全 151 校区で立ち上げることができればと考える。

また、高齢者が多い校区もあるので、公民館だよりと両方活用しながらやっていきたい。

【委員長】 情報発信、ホームページについて、市として何かあるか。

【事務局】 ホームページやツイッターについては、一定程度活用しているが、利用されていないところもあるので、本当に行き届いているかというところはある。

【委員】 公民館だよりや市政だよりは、定期的に発行されるため、良くチェックされるという利点がある。乳幼児相談や子育て相談などは、伝統的に公民館だよりや市政だよりを見れば、スケジュールが掲載されているという前提で見られるが、ホームページ等については不規則に閲覧している人がどの程度いるか定かでなく、分けて考えるべきではないか。

自治協だよりは3、4カ月に1回の発行なので、同封物という見方をされていると思う。ホームページ等は、更新せず古い情報がずっと残っていると閲覧されないという事績があるので、ホームページ等を活用することになれば、スタッフが毎回情報を更新する作業が必要になる。一まとめにするのではなく、仕分けしたほうがよいと考える。

【委員】 地域性があると思う。毎月公民館だよりの裏面を使って自治協だよりを発信しているが、公民館だよりを配布するとすぐゴミ箱に捨てられている状況がある。独身の若い世代が多いので、ホームページ等の方法が有効ではないかと考える。

【事務局】 自治協だよりは、公民館だよりの裏面を使用して毎月発行している校区や、2カ月に1回、3カ月に1回という形で不定期に発行している校区がある。また、ホームページやブログ等を立ち上げる校区もあるが、その後あまり更新されなければ情報を伝える手段としてどうなのかということもある。地域には更新等ができる人はいると思うが、支援や情報がなければ、なかなか難しく、更新されなければ広報効果としても意味がない。作ることが大事なのではなく、見てもらうためにどのような手法が有効かを様々な角度から検討する必要があると受け止めている。

【委員】 ホームページを作成しても、多くの市民に見てもらうためには、定期的に情報発信する必要がある。自治協議会のホームページで、1カ月で1万PVという校区もあるが、それは価値のある情報があり、定期的に更新することによって関係者を中心に、住民にホームページを見る習慣ができていたためであり、情報を見てもらうためには、相当な労力が必要となる。

一方で、チラシは、それなりに広報手段としては有効だと思う。イベント単位で見ると、福岡市は、校区や自治会・町内会などたくさんあるので、例えばWordをベースにデザインした編集可能な書式を導入するなど、初期投資し、皆がそれを活用できる広報手段を検討してもよい。

また、ある程度情報発信するという意味では、足で稼ぐことが絶対必要になる。その時に、自治会・町内会、自治協議会に限らず、関係者がSNSなどの情報共有するツールを活用しながら、どのようにして広げていくかという計画的な部分も必要である。

その意味では広く一般市民向けの広報と、地域住民向けの広報を分けた上で検討が必要だが、スリム化との関係もあるので、その辺を議論できたらと思う。

また、③条例などによる位置づけについて、条例制定の是非については、地域コミュニティの価値を考えて、自治会・町内会や自治協議会に対して、固有名詞を出した条例なのか、それとも市民

に広く地域コミュニティの価値を理解してもらえる指針のような条例なのかという議論が本検討委員会の中でまだ見えていないときに、どのような形で報告書としてまとめるかは大切である。そのため、現在の書き方は、条例などによる位置づけとなっているが、基本的には条例で位置づけるものと読めてしまうので、報告書では、委員の意見や、多様性を設けるという形でまとめるのか、または多様な意見の中から、どこを大切にするかを決めるのかのまとめ方は、より大事になると感じた。

【事務局】 これまでの議論において、地域コミュニティの大切さについては、固有名詞を出している部分なのか、漠然とした価値なのかということは両方議論が続けられていると認識している。ただ、そういった地域コミュニティの価値を、市民が共有することが大事であることは委員間で共有され、同じ方向になっていると考えている。資料3の6～7ページでは、地域コミュニティ固有の価値は大事であり、共有する必要があるという議論があった上で、資料4において、例えば条例などをつくるとすれば、内容として最低限入れたほうがよいと思われる項目についても議論してもらえれば、市が条例の是非や内容を検討する際の指針としたい。

【委員】 今の点に関しては、地域コミュニティの価値を確認するというのが最低限大事である。自治協議会、自治会・町内会等を、この価値を実現するための正式な組織として固有名詞を出すのかという点については、どちらでもよい。個人的にはそれも含めて将来の市民の課題にしたらいよいと思うので、書かないほうがよいと思うが、書いたほうがよいという意見もあると思うので、多様に、これはこの方法で充実させていくという書き方もできるだろうし、また、将来の市民の検討課題とすればよいという意見もあると書いてもよい。

地域からの意見では、条例に期待する市民は、自治会・町内会へ加入を強制できる役割を持たせることを求める意見が多いが、それは違うと思う。理念を確認する、或いは新たに作り出すための土壌となるものだとすることを、アンチテーゼとして示すことができれば、成功ではないか。

【委員】 広報に関し、自治協だよりも、きちんとデザインして発行している自治協議会もある。名称も自治協だよりではなく、キャッチーなコピーで発行している校区もあり、ソフトを扱える人を見つけて一緒に取り組んでいる。役員や公民館がするのではなく、そのような人と一緒にするのが、共創ではないかと思う。

また、インスタグラムやブログなど様々な SNS の手法があるが、更新と継続が一番大事である。ある周辺市町では、協議会のホームページをきちんと持っており、例えば総会を開催した等節目毎に更新している。公民館に行くと結構写真を飾ってあるが、それを載せるだけでも違う。その時にも、きちんと更新継続できるように、技術的にもできる人と一緒に取り組むことが重要になる。

条例については、大きな項目としては地域コミュニティの価値（大切さ）の共有ということなので、あえて自治会・町内会、自治協議会とは読まなかったが、資料3の2ページに地域コミュニティについて定義している。この報告書でいう、地域コミュニティとは自治会・町内会、自治協議会だけではないという中での大切さである。その意味で、条例がよいかどうかについては、まだ考えきれていないが、地域コミュニティと明記してもよいのではないかと考えている。

【委員】 条例をつくることとした場合の必要な項目について示すことは難しい。方向性は報告でき

るかもしれないので、その後市として条例制定に取り組む方針が決まれば、深く検討する機会を改めて設けるほうがよい。

【委員】 行政側からの情報発信については、ペーパーベース、ホームページ、Web 系、SNS 等があるが、福岡市は比較的 SNS の情報発信に力を入れていると思う。特に LINE で地域を指定すると、ごみの収集日などの情報が得られるが、そういった情報は自治協議会や公民館からの情報発信には活用されていないのか。

【事務局】 現在は全く活用できていない。若い人はホームページを見に行くのではなくて、プッシュ通知される LINE の情報収集に力を入れている。

【委員】 例えばこういった更新をした、こういった活動をする、というワンプッシュが来ると、興味がある人はそこから情報を取りに行くと思う。その仕組みがないと情報が入ってこないという声が大きくなってしまう。仕組みがあるのに活用していないのは、もったいないと思う。

【委員】 福岡市 LINE 公式アカウントを友達登録している人数や、防災アプリ「ツナガル+」の登録者数等は把握しているか。

【事務局】 詳細については資料を持ち合わせていないが、LINE はかなりの人が繋がっている。「ツナガル+」については、それほど普及していないと思われる。

【委員】 「ツナガル+」は当初キャンペーン的に利用者を集められたが、その後情報が見えなくなってしまったため、今はただあるだけの状況となっている。せっかく作られたが、活用されていないのはもったいない。

【事務局】 防災担当と連携してしっかり取り組んでいきたい。

【委員長】 福岡市の SNS を登録しており、「ツナガル+」と同じ母体から 2 つ取っているが、位置づけがよくわからない。一本化して、福岡市の SNS として地域のトピックスを取り上げ、そこから入っていけるような仕組みがあればよいかもしれない。

【委員】 私の校区では自治協だよりは毎月発行しており、自治協だより以外に、住民にお知らせすることはあまりない。ホームページも作っているが、すごくスリム化できた。

今回の地域からの意見でも、1 人で幾つもの役を担っている人から、どうすればよいのかわからないといった否定的な意見がたくさんあるが、それを改革するのが役目だと思う。

私の校区では、昨年 11 月からインターネットを活用し、情報発信や会議を行っているが、7 区の中でもかなり格差がある。あなたの校区ではできても自分の校区ではできないと言って、取り組もうとしない会長もいるが、それでは前に進まない。転入者も、公民館だよりや自治協だよりは読まなくても、市政だよりは読むので、先進事例を市政だよりに掲載したり、ホームページに自治協議会のページをつくって 1 年程度毎月発信してもらえるとよい。

【委員】 情報発信と共有のための場づくりとして、学校教育、小中学校の教育課程の中で、自治会・町内会の役割や大切さ、地域コミュニティの価値について、繰り返し取り上げてもらうような働きかけが有効ではないか。親の世代は、自治会・町内会等と接点を持ちづらいが、子どもを通じて知り渡ると思う。

また、転勤族や学生などの転入者を対象とした福岡市の説明動画があるとよい。ごみの出し方や防犯灯の設置など自治会・町内会の役割なども織り交ぜた5分程度の動画があれば、情報発信と共有になると思う。

条例による位置づけについては、地域からの意見を見ると、自治会・町内会加入の義務づけを求めているが、条例として市民に求める範囲としては、義務づけではなく、意識を高める、意識づけをするくらいの方でなければならない。条例を根拠に、自治会・町内会の役員が、加入しない人に加入を突きつけるような事態が生じるのは非常にまずいと思う。市民の意識をどう変えていくかという啓蒙や、そのための条件整理が条例の一つの方向になるのではないか。

【委員】 小学校の教材として、「自治会・町内会ってなんだろう？」という教材を作って、小学校4年生の総合学習の授業で学習していると聞いている。学校によっては公民館に行って取材ノートを記録したりしていると聞いているが、現在も継続されているのか。

また、自治会・町内会等の役割として、防犯灯の電気代も負担しているが、北九州市の若松区と南区では、随分前から防犯灯にステッカーを張っている。「この防犯灯は、〇〇町内会が電気代を負担しています」と、皆が認識できる大きさに書いている。そのような工夫をしていくと、自治会・町内会が取り組んでいる情報の発信ができるのではないか。

【事務局】 「自治会・町内会ってなんだろう？」というパンフレットは、小学校3年生全員に配布しているが、授業で使用されているか、配布のみかは学校に委ねている。地域活動や公民館についてなど、書き込んで使用できる形になっており、子どもたちが地域のことに触れる機会になり、また、持ち帰って家庭でも話をする形で理解を促進していくことは大事と考えている。

また、福岡市の紹介動画はないが、転入者に対しては、自治会・町内会はこういうものであり、一緒にまちづくりに参加しましょうという内容のチラシを配布している。特に自治協議会は福岡市独自の制度なので、それがどういうものかチラシで知らせているが、多くのチラシの中で埋もれている懸念もあり、どのくらい浸透するかもあるので、転入者に対し、福岡市の地域コミュニティがどういうものなのかについて、しっかり発信していかなければならないと考えている。

【委員】 大学生には動画があるとよい。大学で毎年ガイダンスを行うが、パンフレットはたくさんあり埋もれてしまうので動画がよい。皆で3分くらいの動画を見る時間は取れると思うので、市内の各大学にお願いすることはできるのではないか。

【委員】 教育の面から大学ではどのようなことができるか考えてみると、ゼミ単位などで地元の例えば商店街や、コミュニティと一緒に何かの活動をするということはよく聞く。他方、福岡市には、ボランティアで、小学校で放課後に一緒に遊ぶサポーター制度があると思うが、そのようなもので募集をかけると、大学生からの人気も高く、また、地域でのカフェのような取り組みに対して、一

緒にやりたいという希望などもある。大学のボランティアセンターに積極的に地域から投げかけてもらおうと、ゼミ単位よりももう少し広く、大学として学生に推進していくことができるのではないかなと思う。

ただ、力を貸すという目的ではなくて、大学としてボランティアを紹介する以上はこれが大学生としての学びに繋がる、地域コミュニティの価値を伝えられる、という内容が必要である。動画であればなおよいが、それが備わったものが次から次に紹介され、学生たちもそれに魅力を感じて手を上げていく状況が訪れるとよい。

【委員長】 中間報告に対する地域意見では、参加促進の項目の①住民理解の促進、②参加しやすい環境づくり、負担軽減の項目の①スリム化による負担軽減の3項目が特に地域からの要望の強いものだった。重点的に市が行うべき取組みのアイデアについてはどうか。

【委員】 自治協議会に事務局を設けることはインフラ整備の第一ではないか。地域自治だから市は口出しできないということではなく、少なくとも自治協議会制度創設から17年経っているのだから、踏み込んで話をすべきである。自治協議会にパソコンがないところはたくさんある。事務局も会計のみの校区もあり、庶務を担う事務局職員が必要と思う。

【委員】 早良区は全25校区の約半数の校区が、自治協議会の事務局を設置している。自治協議会と公民館の事務は分かれている。まだ分かれてないところもあるが、自治協議会に事務局を置くメリットを発信していくことができれば、事務局の設置が進むのではないかな。

【委員】 公民館の仕事が云々というよりも、自治協議会として独立した、会計管理だけでなく庶務的なことも幅広く対応できる事務局を立ち上げられるような、行政の支援があっても良いのではないかな。

【事務局】 事務局は組織として運営するために大切であり、実際に立ち上げる際の様々な支援や、また共創補助金は、運営費の割合が決まっているので、事務局を持ちやすいように制度を変える形で支援したい。事務局を設けることが大事ということになれば、市としても、大事であることを伝えて、必要な支援に取り組んでいく。

また、実態として、常勤の事務職員がいる自治協議会は約44%である。必要な時だけパートタイムで雇用しているところを合わせて約6割で、残りの4割は役員が兼務していたり、事務職員がほとんどいない状況で運営されている。事務職員が会計も庶務もしっかり担っている自治協議会は組織としてしっかりしている。また、いわゆる負担感ということでは、一度交通整理をしてくれる人がいれば、会長の負担も全然違うと思う。

現在、自治協議会に交付している補助金の中で事務職員の雇用経費は使えるが、前年と同様の活動を行っている校区は雇いたくても財源がないという声もある。地域へ説明する中でも、事務局費用、財源が欲しいといった意見もあったが、何でも財源の手当てをすることだけではなく、やり方の工夫や、全体の見直しとして考えていく必要があると感じている。

【委員】 やはり事務局をしっかり整備すべきである。把握しているところでは、事務局長という立

場で自治協議会に関わっている校区はきちんとしている。周辺の市町村でも、事務局を組織体制の中にきちんとして位置づけ、対価も支払っている市町村もある。その中で、情報発信も含めて、事務局がきちんとして機能することが必要であり、自治会・町内会や各種団体とつなぐ役割も事務局が担うと随分違うと思う。そのつなぎ役が共創を進めていく一つの条件にもなっていくと思う。

SNS についても、きちんとして事務局を置くことで活用できるようになる。現在、NPOや商店街、大学など、共創コネクターがつなぎ、コーディネートしていると思うが、それ以上に、自治協議会、区役所、本庁も含め、すごく壁があるように感じている。区役所内、本庁舎内でのつなぎ役、コーディネート役も必要になってくる。いろいろな課題に対応していこうと思えば、共創を進めるために、やはりつなぎ役、コーディネート役が必要であり、事務局強化も必要である。

【委員】 具体的な取り組みの方向性については、市などがマス向けの施策を考えると、個別に校区の支援をすることは分けて考える必要がある。例えば、公民館へのWi-Fi環境の整備は、福岡市全市でインフラを整備することによって、多くの住民が少なくとも公民館ではインターネット環境が整うという、市全体での取り組みである。

一方で、自治協議会や自治会・町内会のスリム化を誰が個別支援をしながら進めていくのか、それとも、研修等を行いながら、スリム化の成功事例を学び、全体的に気運を高めながら、モデル地区で先行して取り組んでいくのか。マス向けと個別的な取り組みの戦略は必要と思う。

また、自治会・町内会の加入率を上げたいのであれば、横浜市のように、市から業界団体へアプローチすることも方法である。ただ、それだけを進めると、結果的に自治会として地域コミュニティの価値を伝えなくてもよいということにもなりかねないので、バランスは考えないといけない。

参加しやすい環境づくりについては、市全体でできることとして、転入者向けにチラシを配布しているとのことだが、転入者は、チラシをもらっても、自分が所属する自治会・町内会がどこかはわからない。チラシで問題はないが、転入者に届きやすくするために、どのように設計していくかは必要だと思う。全体の持続性を高めることが必要と感じている。

【委員】 転入者に対して、区役所窓口でチラシを配布しているということだが、転入者は、子どもがいれば小学校区はわかると思うが、自分がどこの町内に所属しているか、わからない。経験談として、引っ越して転入届を出した時に、どこの行政区かを聞かれ、戸惑ったことがある。福岡市の自治会・町内会も名称と区域がわからないので、転入者には少し丁寧にされてはどうか。市政アンケート調査でも、自治会・町内会に加入していない理由として、加入を勧められたことがないとの回答が多く、どういうことなのかを、今一度考える必要がある。

スリム化について、参考資料2に協力依頼等の状況が示されているが、例えば、少年愛護パトロール員の推薦がある。各区長が推薦・任免する制度が各区にあると思うが、自治協議会等で様々な各種団体や防犯団体等が青パトを走らせたり、夜間パトロールを行ったりしているにもかかわらず、なぜ少年愛護パトロール員が必要なのか疑問であり、そのような委員推薦が負担になっているのではないか。それが福岡市独自の制度であれば、国と繋がっている上部団体云々ということではなく、市の制度の中で、町内会長や団体役員が兼務する状況を解消できると思うので、この協力依頼等とは別にそういうところも少し整理してもよいのではないか。

【委員】 私の校区は、ワンルームマンションが多く、勧誘に行ってもまず玄関に入れない。これが

民生委員にとっても自治会・町内会にとってもネックになっている。夜訪れても絶対開けてもくれない。広報紙はいらないとの断りが多い。そのため、やはり透明性を持って勧誘することが大事であり、また、不動産会社に市から話をしてもらおうとよいのではないかなと思う。

大規模マンションを建設する際は、必ず自治会・町内会長に連絡があるので、その時に自治会・町内会への加入を約束してもらうのが一番良い。建設後に加入を促しても、管理人が違うなどでなかなか受けてくれない。私の校区は、昔からの家は少なく、新築されるのはマンションだけであり、自治会・町内会長になってくれる人も少ないという地域性がある。

事務局の職員については、月～木曜日に1人配置している。自治協議会の会計が、各部会や様々な年間行事で組む予算を処理しており、事務職員が庶務をしている。公民館職員に何もかもしてもらうのではなく、事務職員を雇用すべきである。

【委員】 企業でいえば総務のような部署になるが、企業を地域に置き換えれば、それは自治協議会の事務局に当たると思う。地域の声が個々に役員に入るのではなく、困り事でも何でも、事務局を通じて地域の声上がるような仕組みがあればよいと感じた。またその機能があることによって地域の役員の業務のスリム化にも繋がってくると思う。

また地域の困り事や、工夫した取組みなど、実務レベルでの情報を共有し、事務局の横の繋がりを作ることも有効ではないか。

【委員】 私の校区のある町内会では、転入者向けに、町内会を案内するチラシを作成している。この町内は、町内会長も会計も40～50代で、協力してスリム化し、負担のない活動を行っている。校区の全15町内が区域で色分けした旗とTシャツを作っており、この町内会長は自宅に旗を立てている。

マンション完成後に、このチラシと決算書や活動報告、街頭の場所を記載した地図を渡し、町内会への加入促進に地道に取り組んでおり、そういった活動を広めていかなければならないと思う。

【委員】 事務局に確認だが、かなり以前に、西区とハトマークの不動産協会が協定を結んでいると思うが、その後の状況を確認してもらいたい。

また、マンションやアパートの契約時に不動産会社が行う重要事項説明に合わせて、町内会の説明も加えている例もあるように記憶しているが、そうした例があれば次回教えてもらいたい。

また、公民館と自治協議会は両輪であると言われるが、公民館主事には働き方に制約があることから、自治協議会の事務局を強化、整備しないといけない。

【事務局】 平成25年度に西区自治協議会会長会、(公社)福岡県宅地建物取引業協会福岡西支部、西区役所の3者でコミュニティ活動の推進に関する協定を締結している。現在の具体的な状況については、次回報告したい。

【委員】 自治協議会事務局のリーダー同士が繋がるような仕組みは有効だと思う。

町内会費の支払いについて、未だに手渡しのところが多いようだが、毎月や年間分の町内会費を封筒に入れて納めることに、抵抗のある若者もいると思うため、電子マネーによる支払いができるようになれば、抵抗を軽減することができるのではないかな。

参考資料3「令和2年度市政アンケート調査報告書」の11ページ、自治会・町内会が必要だと思う理由に関して、三層に分けて、どこにどう働きかけるべきか検討が必要ではないか。1つ目は、子ども・若者・大学生など、現時点ではまだ地域活動の直接的な担い手にはならないが、種をまいて水を撒く層。2つ目は、転勤族など流動することを前提にした層。3つ目は定住する意思がある直接的な担い手になり得る層。一律的な働きかけを行っても効果は低いと考えている。

【委員長】 全体として検討したい。市の意識改革等について、取組みのアイデアや意見はあるか。

【委員】 自治協議会と自治会・町内会を2つの組織として分けているが、公民館としては、地域の団体といえば自治協議会であると認識している。自治協議会と自治会・町内会の関係性について、並列関係か上下関係なのか整理が必要である。

【事務局】 位置づけにも関係するが、個人は自治協議会へ直接加入せず自治会・町内会へ加入する。自治協議会は、その校区内の概ね8割以上の自治会・町内会と各種団体によって構成され、自治会・町内会は自治協議会の構成団体ではあるが、単独の団体でもある。

条例を制定するのであれば、自治協議会や自治会・町内会の定義や位置づけについて明確にし、市民へ浸透してほしいと考える。

【委員長】 市からの依頼事項についても、市の縦割りの依頼と、自治協議会の構造が複雑に絡み合っている部分があり、縦割り行政の改革が課題かと思う。

【委員】 自治協議会制度がフル装備過ぎるのではないか。約20年前、「福岡市男女共同参画を推進する条例」が制定され、自治組織の中に男女共同参画部会のような組織ができたが、それが必須かというと、もっと大事なものがあるように思えた。地域コミュニティの価値を大事にし、それを守っていくということを優先するのならば、本当に不可欠なものを優先して、自治協議会を含めた自治組織のあり方について、柔軟な見直しの可能性も含めたうえでの最終報告が望まれるのではないか。

【委員長】 自治協議会は、すべてがフル装備ではない。以前、同様の議論がなされた際に、モデル組織がつくれないかという話もあったが、地域性の違いなどの課題があり難しく、自治協議会に委ねられた経緯がある。

【委員】 市の意識改革についての検討材料として、各委員が感じることや、市民局の取組みを把握することが有効と考える。

例えば、依頼事項の整理・削減について、すでに取り組んでいる仕分けの手法や必要なことなどを教えてもらえれば、それに対しての改善点などを提案することができる。

【事務局】 依頼事項も、協力依頼と単純なイベント等のお知らせや参加の呼びかけでは依頼の程度が異なり、頻繁に地域から聞く意見としては、広報物の配布等の依頼、会議等への出席依頼、委員等の推薦依頼の3つについては頻度が多いということである。

本来市が行うべきことを地域に依頼しないこと、やむを得ず依頼するのであれば対価を支払うことを基本的な考え方としているが、広報物の配布等については、現在、自治協議会長や自治会・町内会長に謝礼を支払い、配布を依頼している。ただ、本来予定しているものだけでなく、市が把握していないところで警察や県、国などの市以外の機関からも依頼があり、全体像を把握しにくいことが課題である。

会議等への出席依頼については、様々な役職に就任している会長にとって会議出席の機会が多く負担となっていることや、イベントへの参加の呼びかけが実質的な動員依頼と受け取られる場合があることが課題である。

委員等の推薦については、地域活動の担い手自体が少ない中での人選のため苦勞していることや、委員に就任することによって負担になることが課題である。

【委員】 広報物の配布等の依頼については、市以外の機関からの依頼をコントロールしかねるが、イベントへの参加呼びかけや委員等の推薦依頼に関しては、コミュニケーションの問題だと考えられる。

【事務局】 庁内へ向けて動員依頼はできないことを周知しているため、事業所管課としては理解していると思う。ただ、イベント主催者として、ぜひ参加してほしい旨を伝え、動員を意図している訳ではなくとも、職員の期待に応えてあげたいという地域の思いにより、結果的に動員のようになってしまうと考えられる。

依頼事項の整理・削減のための現在の手法として、庁内における年間の依頼事項についてはコミュニティ推進課で把握したうえで、一件ずつ精査することとしているが、件数が多いことや真に必要な案件もあるため、思うように効果的な方策が打てない状況である。

【委員】 依頼事項が多いことや地域が負担感を抱く要因としては、一方的に行政側に原因がある訳ではなく、人間関係の中で起こり得る相互の感情的な問題でもあるということか。

【事務局】 職員によって様々な認識の違いもある。例えば、地域課題に対して職員のみでは解決できないために、地域へ依頼することはやむを得ないと考えている場合や、地域へ依頼するなら対価の支払いが必要であると考えているが、予算を用意できないなどの場合もある。依頼するにしても、対価が必要ということを地道に庁内へ呼びかけていかなければならない。意識改革が必要であることは認識している。

【委員】 民生委員・児童委員の推薦については、重要性を地域へ説明するほど、市が人選を行うべきではないか、本当に自治会・町内会長の仕事なのかと感じている人が多い。国勢調査の調査員は職員が就任している自治体もある。

会議等への出席や動員依頼については、担い手が固定化している中で、自治会・町内会長と自治協議会の役員を兼務する場合は相当な負担となる。動員に繋がるようなイベント等は見直すべきである。

職員の意識改革については、市が共働・共創を推進するのであれば、地域が疲弊しているという状況を認識し、庁内の理解を進めて欲しい。職員も予算も無いと言うことは、地域への責任転嫁に

思える。

【委員】 これが自治であり、その自治は地域が担うものというように、市が自治とは何かということを決めてしまっている傾向があると考えており、そうであれば、市の意識改革が必要である。会長などの担い手となる人物がある程度選択でき、話し合いながら決定する仕組みや、スリム化だけでなく新たに実施したいという要望があれば生み出す仕組み、また、学生からは町内会費を徴収しないなど、次の自治を生み出すための仕組みが必要と考える。

【委員長】 町世話人制度廃止により、上意下達的な市と地域の関係性の時代は終わっているが、市の認識が変わっていない。自治組織について条例などにより明確に位置づけることで、市と地域の関係性が整理される。

【委員】 地域からの意見を見ると、市職員も地域を構成する一員であるが、地域活動に参加していないと思われる。行政として地域へ依頼はするが、地域の実情や苦労を認識できていない、故に地域の一員としての意識がないと思われるように思う。何かしらの地域活動に参加する等、地域との繋がりを持つようになると意識も変わるのではないか。

【委員】 現役職員は立場的に難しい場面があるかもしれないが、退職後は地域にとっては貴重な人材となる。その意識を抱いた上で市職員として何を行うかという姿勢を見せたほうがよい。

資料3の14ページ、「(2) 依頼事項の整理・削減」の2段目「もし地域コミュニティが崩壊すれば、～」の文章を、「(1) 市の意識改革」の冒頭に置く方が文章のまとまりが良いと思う。

【委員】 市職員がどのような形で地域コミュニティに関わるかについては慎重に検討すべきと考えている。小規模自治体の場合、職員が校区や行政区担当となり、相当の労力を割いて地域コミュニティ活動を担うという例もある。人間関係の構築や地域の事情を把握できるなどのメリットはあると思うが、地域コミュニティが自力で活動を継続できないにもかかわらず、行政の力が加わることによって継続してしまう事態が発生する可能性がある。それ自体は悪いことではなく、必ず実施する必要があることは行政が担うなどして継続すればよいと思うが、本来、スリム化や省力化などの工夫により改善可能なことを看過してしまう可能性があるため、一律的な関わり方を決めるよりも柔軟性を持つ方が長期的な効果があると考ええる。

【委員】 地域住民に対して、例えば、日々の仕事を終えた後に地域活動に参加してほしいというお願いをするにあたり、言葉としてどう表現すべきか難しいと感じている。

【委員】 市職員も一住民であり、市職員としてではなく、一住民として関わるべきであると考えており、地域支援担当職員のような制度については、個人的には否定的に捉えている。